四国中央市議会ＢＣＰ

（業務継続計画）

令和元年９月

四国中央市議会

【目次】　　頁

１　目的　・・・１

２　発動　・・・１

３　災害対策会議の組織及び役割　・・・２

４　災害発生時における議会及び議員等の行動　・・・３

５　議会ＢＣＰの環境整備　・・・６
（１）情報の収集・伝達手段

（２）備蓄品の確保

（３）訓練

６　解除　・・・６

７　見直し　・・・６

参考１
四国中央市地域防災計画（配備体制）　・・・７
水害・土砂災害「警戒レベル」　・・・９
参考２
四国中央市議会災害対策会議規程・災害発生時の対応について・・・10
参考３
安否確認表　・・・12
情報収集表　・・・13
参考４
備蓄品一覧　・・・14
参考５
時系列に見る基本的行動パターン　・・・15
参考６
避難所一覧　・・・16

１　目　的

四国中央市議会業務継続計画（以下「本ＢＣＰ」という。）は、災害時における議会及び議員の役割や行動方針を明らかにすることにより、迅速な議会の機能回復を図り、早期の復旧・復興を果たすことを目的とした計画である。

※ＢＣＰ：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該機関における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

２　発　動

本ＢＣＰは、議長が四国中央市災害対策本部（以下「市本部」という。）の設置に伴い、連携して災害対応等を行う必要があると認めるときは、四国中央市役所６階に四国中央市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、ＢＣＰを発動する。

発動の対象とする災害は、次のとおりである。

災害種別	災害内容
地震・津波	最大規模（Ｌ２クラス＊１）の南海トラフ巨大地震が発生
その他	議長が認める場合（＊２）

＊１・Ｌ２クラス：地震規模が最大クラスの南海トラフ地震をＬ２クラスと想定しており、四国中央市における想定震度は７である。

＊２・暴風、竜巻、豪雨、洪水、土砂災害、高潮などの自然災害のほか、大規模火災、新型インフルエンザなどの感染症、テロ行為などにより大規模な被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合を想定

・市が災害対策本部を設置しＢＣＰを発動した場合を想定（四国中央市業務継続計画（地震・津波対策編））

（四国中央市地域防災計画・動員配備体制）

（水害・土砂災害警戒レベル）　参考１

３　災害対策会議の組織及び役割

災害対策会議の組織は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

本会議や委員会がおおむね平常通りに開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。

（１）議長不在時の代行順位

代行発動権限者の第１位：副議長、第２位：議会運営委員会委員長

（２）議会事務局の役割

議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の業務に従事する。また市本部と連携し、情報共有を図るとともに、議員への情報伝達を行う。

（災害対策会議規程）

（災害発生時の対応について）　参考２

４　災害発生時における議会及び議員等の行動

［１］　災害対応

【初動期】（災害発生直後からおおむねね 24 時間）

（１）会議開会中の対応

①議長は、本会議開会中に災害等が発生した場合は、必要に応じて会議を休憩又は散会を宣言し、議会事務局職員に対し、傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示を行う。

②議長は、災害等の状況に応じて会議の「再開」「延会」「中止」等の判断を行うことができる。

③委員会開会中は、委員長も同様とする。

（２）委員会視察、研修会等期間中の対応

①委員長は、災害等の状況に応じて委員会視察、研修会等の中止及び延期の判断を行うことができる。

②委員長は、委員会視察、研修会等の中止及び延期の判断を行った場合は、議会事務局（以下「事務局」という。）を通じ議長に報告する。

③会派の場合は、会長も同様とする。

（３）議会の対応

①議会事務局長は、議長に被害及び市の対応状況を速やかに報告する。

②議長は、災害対策会議を設置する。

③議長は、災害対策会議を設置した場合、議員に報告する。

④議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に報告する。

（４）議員の対応

①議員は、次の方法で自身の安否を議会事務局へ連絡する。

連絡方法（優先順位順）
１　電話・ＦＡＸ
電話：０８９６－２８－６０４８・ＦＡＸ：０８９６－２８－６１４８
２　グループウェアシステム
３　ＬＩＮＥ
４　Ｅメール　gikai@city.shikokuchuo.ehime.jp
５　上記いずれも不通の場合　災害用伝言ダイヤル（１７１）に録音する。

②議員は、自身と家族の安全を確保した上で、地域の被災者の安全確保、避難誘導等に協力する。ただし、緊急を要する場合は市本部へ報告するものとする。

【中期】（初動期を経過した翌日以降、発生日から起算して７日目までの期間）

（１）災害対策会議の対応

①災害対策会議は、地域の被災状況、支援依頼等を一元化し、市本部へ提供を行う。

②議会事務局長は、市本部からの情報を速やかに災害対策会議に報告する。

③災害対策会議は、市本部からの災害情報を、議員に提供し、情報の共有に努めるとともに、今後の活動方針について協議する。

（２）議員の対応

①議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。

②議員は、地域の被災状況や被災者の支援要望等の情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に情報を提供する。

③議員は、地域の一員として避難所での支援等に協力する。

④議員は、市民に対し、災害情報を積極的に提供する。

【後期】（発生日から起算して８日目以降）

（１）災害対策会議の対応

①災害対策会議は、復旧・復興に向けた議会の要望を取りまとめるとともに、市の取り組み等についても検討する。

②災害対策会議は、被災状況を踏まえ、国、県、関係機関等に対して適時適切な要望活動を行う。

③災害対策会議は、前各号に定めるもののほか、必要な対応を図るとともに、早急に議会機能が回復できるよう努めるものとする。

④議長は、災害の危険が解消したと認めた場合に、災害対策会議を廃止する。

（２）議員の対応

議員は、被災地や避難所等を調査し、災害対策会議に報告する。ただし、災害対策会議が廃止されている場合は議長に報告する。

［２］　非常時優先業務

ＢＣＰ発動時において実施すべき優先業務項目を以下に示す。

所　管	業　務　項　目
災害対策会議	議員の安否確認業務（＊１） 市本部との情報共有業務、議員への情報提供業務、議員からの被害状況等の情報収集業務（＊２） 議員からの被災地並びに被災者への支援要望等情報収集業務（＊２） 復旧・復興に向けた要望活動業務

	議会機能回復業務 その他、災害対応に必要と判断される業務
議員	自身と家族の安否情報の連絡（＊１） 被災者の安全確保、避難誘導等支援業務 災害対策会議への被害状況等の情報提供業務（＊２） 災害対策会議への被災地並びに被災者への支援要望等情報提供業務（＊２） 市民への災害情報提供業務
議会事務局	来庁者の安全確保、避難誘導支援業務 事務局職員の安否確認業務（＊１） 正副議長の安否確認業務（＊１） 正副議長への災害状況の情報提供業務 災害対策会議の設置・運営等補佐業務 市本部と災害対策会議の情報共有化補佐業務

＊１議員・事務局職員安否確認項目　参考３

1　安否状況
2　所在地
3　住居の被害状況
4　参集の可否と、参集が可能な時期
5　使用可能な通信手段及び連絡先
6　地域の被災状況

＊２　情報収集項目　参考３

1　災害発生日時、場所、被害状況（被災者、住戸、その他）
2　市民の避難状況、避難所運営状況、地域の支援要望等

５　議会ＢＣＰの環境整備

（１）情報の収集・伝達手段

ア）議会・災害対策会議での対応

・議員への情報伝達は、タブレット端末のグループウェアシステムの各機能等を活用し、情報の共有化を行うものとする。

・災害対策会議の運営に際しては、タブレット端末を活用し、情報の一元管理を行うとともに効率化を図るものとする。

・議会内の「災害時優先電話」は発信専用とする。

イ）議員の対応

・災害状況等については、タブレット端末の写真や動画の撮影機能を活用し記録する。

・災害対策会議に情報を伝達する場合には、グループウェアシステムの各機能等を活用するとともに、状況が分かる写真や動画等を添付することを基本とする。

（２）備蓄品の確保

災害対策に当たる議員及び職員のための水、食料等は３日から１週間分備蓄するものとする。なお参集時には、おのおのが持参する等の対策も講じるものとする。

参考４

（３）訓練

本ＢＣＰの実効性を高めるため、議会及び議員等の行動基準である非常時優先業務の検証・点検並びに災害対策意識の醸成を目的とした訓練等を適宜実施する。

６　解　除

議長または代理の者が、議会機能が十分に回復し、平常の議会運営に移行したと判断するときは、災害対策会議を廃止し、本ＢＣＰの発動を解除する。なお代理者については、「３災害対策会議の組織と役割」の「（１）議長不在時の代行順位」に準拠する。

７　見直し

本ＢＣＰに変更すべき事由が生じたときは、議会運営委員会において適時見直しを行うものとする。その内容は、原則として四国中央市業務継続計画と整合性を図るものとする。

参考１　地域防災計画配備体制表

・風水害に対する動員配備体制

配備区分		配備基準（時期）	配備内容	動員区分
警戒配備		①気象業務法に基づく注意報又は大雨･洪水･高潮以外の警報が発表されたが、被害の程度が推測困難な場合 ②その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	消防署当務指揮者 当務署員
災害対策本部の設置	第１配備	①気象業務法に基づく大雨・洪水・高潮警報が発表された場合 ②その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	情報収集活動及び初期の応急対策を実施する体制	各対策支部・班が必要に応じて招集
	第２配備	①相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ②その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	中規模の災害に対する警戒又は応急対策を実施する体制	職員の１／３以内で、各対策支部・班が必要とする人員
	第３配備	①気象業務法に基づく特別警報が発表された場合 ②大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ③その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	大規模な災害に対し、市の全力を挙げて防災活動を実施する体制	すべての職員

・地震、津波災害に対する動員配備体制

配備区分		配備基準（時期）	配備内容	動員区分
警戒配備		①市域において震度４の地震が発生した場合 ②津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合 ③その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	情報収集活動及び初期の応急対策を実施する体制	職員の１／３以内で、関係各課が必要とする人員
災害対策本部の設置	第１配備	①市域において震度５弱の地震が発生した場合（災害対策本部の自動設置） ②その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	中規模の災害に対する警戒又は応急対策を実施する体制	職員の２／３以内で、各対策支部・班が必要とする人員
	第２配備	①市域において震度５強以上の地震が発生した場合（災害対策本部の自動設置） ②津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に特別警報・津波警報が発表された場合（災害対策本部の自動設置） ③その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	大規模な災害に対し、市の全力を挙げて防災活動を実施する体制	すべての職員

水害・土砂災害警戒レベル
（内閣府防災ページより一部抜粋）

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

＜避難情報等＞

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に**災害が発生**している状況です。**命を守るための最善の行動**をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル4 全員避難	**速やかに避難先へ避難**しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル3 高齢者等は避難	**避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者**は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの**避難行動を確認**しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報（例）】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報　等

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報　等

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報　等

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

Q&A

質問1）防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2）避難指示（緊急）は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒**避難指示（緊急）は、**地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません。**避難勧告が発令され次第、**避難指示（緊急）を待たずに速やかに避難**をしてください。

質問3）洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

参考２

四国中央市議会災害対策会議規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、四国中央市議会基本条例（平成 30 年四国中央市条例第 24 号）第 21 条第１項の規定に基づき、災害等発生時に議会が四国中央市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、災害に対して迅速かつ適切に対応するための体制の確立に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　議長は、市本部が設置された場合において連携して災害対応等を行う必要があると認めるときは、四国中央市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を置くことができる。

（所掌事務）

第３条　災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否を確認し、議員との連絡体制を構築すること。

(2) 議員からの災害情報を収集及び整理し、市本部に情報提供を行うこと。

(3) 市本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。

(4) 市本部に提案、提言等を行うこと。

(5) 市本部からの依頼事項への対応を行うこと。

(6) 市本部と連携及び協力し、国、県等に対して要望活動を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

（組織）

第４条　災害対策会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、議長をもって充てる。

３　副会長は、副議長をもって充てる。

４　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 ただし、議長が必要と認めるときは、当該各号に掲げる者以外の議員を充てることができる。

(1) 議会運営委員会委員長

(2) 会派の代表者

（職務）

第５条　会長は、災害対策会議を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第６条　災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第７条　この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する

災害発生時の対応について（フロー）

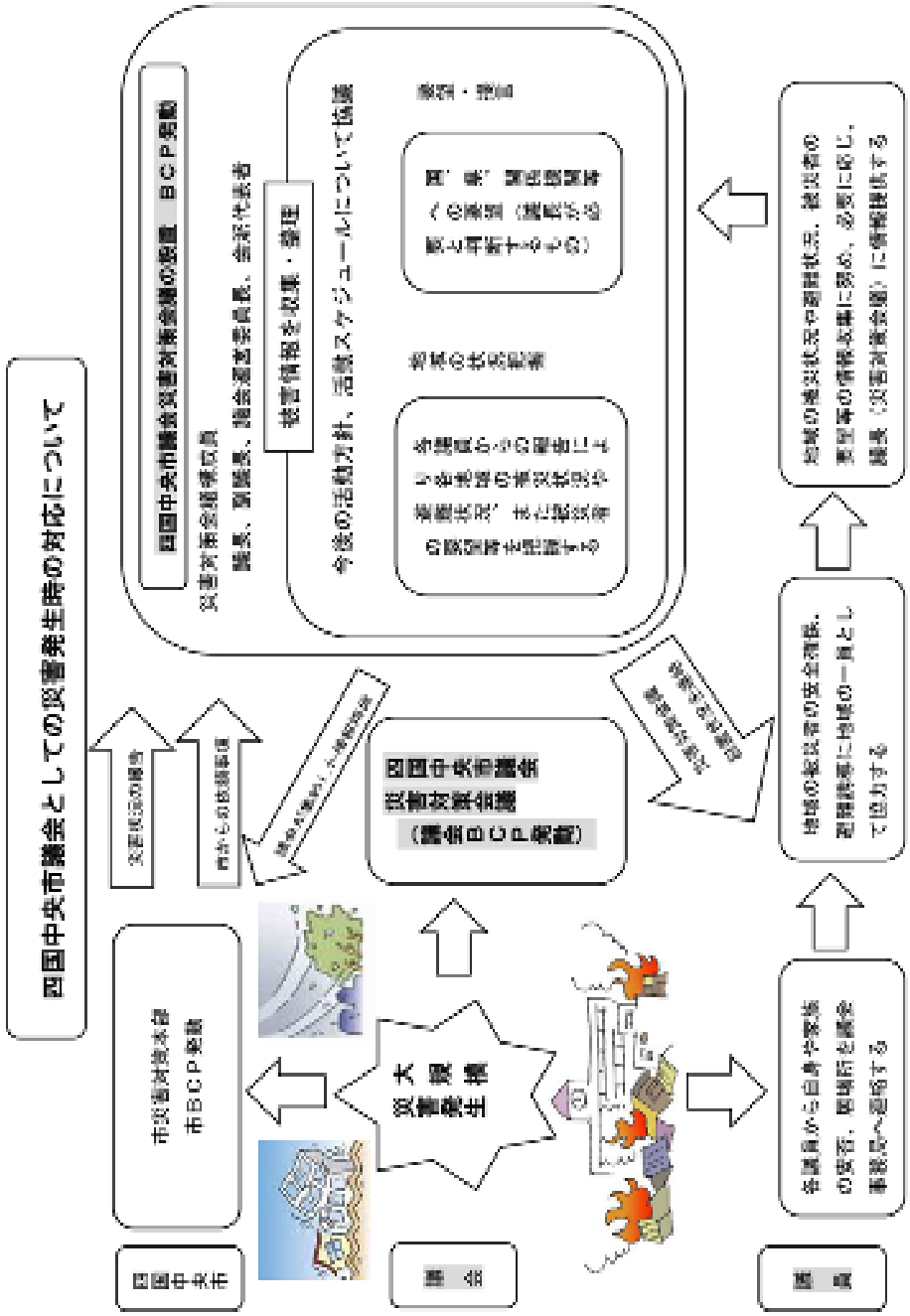

参考３

・安否確認表

市議会議員・事務局職員　安否確認表

<table>
<tr><td>議員又は職員の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">安否状況</td><td rowspan="4">本人</td><td colspan="2">□負傷なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">□負傷あり（○で囲む）⇒ 軽症 ・ 重症 ・ 重体 ・ 死亡</td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷箇所
（できるだけ詳しく）</td></tr>
<tr><td>参集の可否</td><td>可 ・ 否
可能見込み（　　日頃）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家族</td><td colspan="2">□負傷なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">□負傷あり ⇒ 軽症 ・ 重症 ・ 重体 ・ 死亡</td></tr>
<tr><td>住宅の状況</td><td>被害</td><td colspan="2">□有
⇒ 全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他
□無</td></tr>
<tr><td>滞在地</td><td colspan="3">□住所地
□住所地以外（　　）
（住所地以外の場合は、できるだけ詳しく）</td></tr>
<tr><td>今後の連絡手段</td><td colspan="3">□携帯・□自宅電話・□その他（
）（その他の場合は、できるだけ詳しく）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>特記事項</td><td></td></tr>
<tr><td>確認方法</td><td>（○で囲む）
対面・電話・ＦＡＸ・メール・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>確認日時</td><td>月　　日（　　曜日）　　時　　分</td></tr>
<tr><td>確認者</td><td></td></tr>
</table>

・情報収集表

情報収集表			
議　員　名			
情報内容			
災害発生日時／場所 （住所等が分からない場合は、近くの目印になるものを聞き出す）			
被害の状況 （被災者の人数、住戸の被害、その他）			
避難の状況 （避難所の運営状況など）			
要 望 等 （できるだけ詳しく）			
受付日時	月　　日　　時　　分	受　付　者	
市本部への情報提供 有　・　無　　【提供日時】　　月　　日　　時　　分			

参考４

四国中央市議会災害対策会議備蓄品

№.	品　名	数　量	保管場所
１	飲料水 議員７名及び事務局職員３名分（目安３日分）	飲料水 ２リットルペットボトル 48 本	市庁舎　６階
２	アルファ米 缶詰パン	70 パック 36 缶	
３	懐中電灯	２本	
４	ラジオ	１個	

参考５

災害発生から議会ＢＣＰ発動・解除までの主な流れ（平日・夜間又は休日に災害が発生した場合の例）

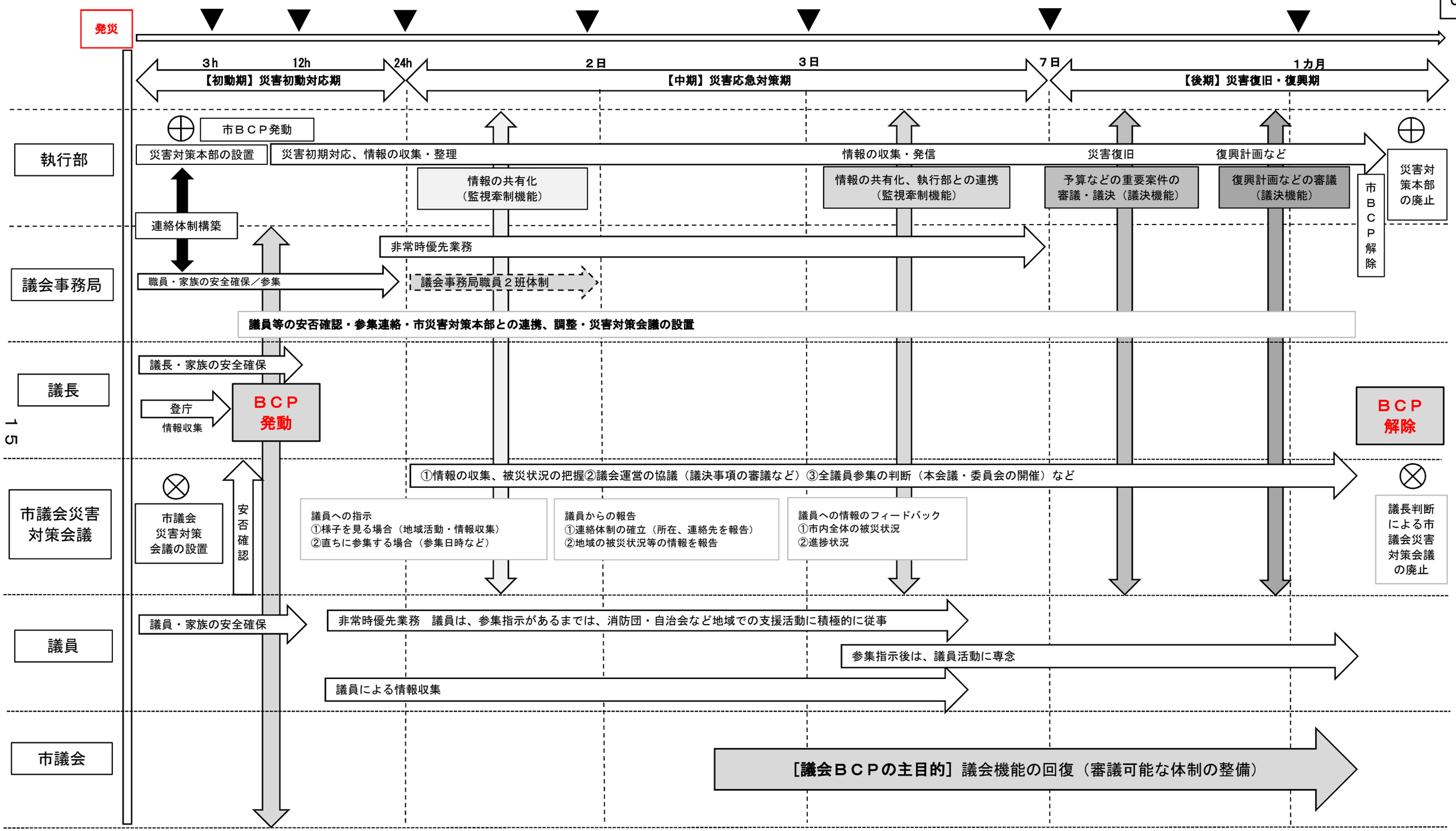

参考６

・指定避難所（収容施設）

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
1	川之江小学校	川之江町2370番地	28－6285	350	×	×	○	○	×
2	金生第一小学校	金生町下分1665番地	28－6282	240	×	○	○	○	○
3	金生第二小学校	金生町山田井775番地	28－6283	180	○	○	○	○	○
4	妻鳥小学校	妻鳥町1488番地	28－6281	330	○	○	○	○	○
5	上分小学校	上分町800番地	28－6284	280	×	○	○	○	○
6	南小学校	金田町金川145番地	28－6280	260	○	○	○	○	○
7	川之江北中学校	川之江町2390番地	28－6287	400	×	○	○	○	×
8	川之江南中学校	上分町395番地	28－6286	400	×	○	○	×	○
9	川之江ふれあい交流センター	川之江町4069番地1	28－6247	100	○	○	○	○	○
10	金生公民館	金生町下分703番地2	28－6249	100	×	○	○	○	○
11	上分公民館	上分町556番地１	28－6248	300	×	○	○	○	○
12	妻鳥公民館	妻鳥町1480番地2	28－6250	200	○	○	○	○	○
13	金田公民館	金田町金川330番地	28－6251	100	○	○	○	○	○
14	川之江幼稚園	川之江町1061番地	28－6279	60	×	○	○	○	○
15	川之江保育園	川之江町1070番地	28－6270	150	×	○	○	○	○
16	金生保育園	金生町下分1653番地1	28－6273	100	×	○	○	○	○
17	上分保育園	上分町545番地1	28－6272	50	×	○	○	×	○
18	金田保育園	金田町金川203番地1	28－6275	50	○	○	○	○	○
19	川滝公民館	川滝下山 1882 番地 1	28－6252	100	○	×	○	○	○
20	石川保育園	川滝町下山2104番地3	28－6277	50	○	○	○	○	○
21	葱尾ふれあい広場	川滝町下山1353番地2	－	50	○	×	○	○	○
22	川之江高等学校	川之江町2257番地	58－2061	500	×	○	○	○	○
23	市民会館　川之江会館	川之江町4069番地1	28－6246	1,000	×	○	×	○	○
24	川之江体育館	川之江町1012番地48	28－6255	1,000	○	○	○	○	○
25	川之江コミュニティセンター	川之江町2975番地2	28－6253	200	○	×	○	×	○
26	切山集会所	金生町山田井乙261番地4	58－7754	50	○	○	○	○	○
27	半田公会堂	金田町半田乙264番地3	—	50	○	○	○	○	○
28	柴生公会堂	柴生町461番4	—	40	○	×	×	○	○
29	下川集会所	下川町777番地	58－6278	60	○	○	○	○	○
30	生きがい研修センター	金生町山田井826番地3	28－6262	200	○	○	○	×	○
31	川之江西老人集いの家	川之江町281番地2	—	200	×	○	○	○	○

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
32	松柏小学校	下柏町407番地	28－6094	270	○	○	○	○	○
33	三島小学校	三島中央3丁目2番23号	28－6095	390	○	○	○	○	○
34	中曽根小学校	中曽根町1556番地	28－6093	210	○	○	○	○	○
35	中之庄小学校	中之庄町140番地	28－6092	340	○	○	○	○	○
36	寒川小学校	寒川町1814番地	28－6096	280	○	×	○	○	○
37	豊岡小学校	豊岡町豊田45番地	28－6097	170	○	×	○	○	○
38	三島東中学校	中曽根町199番地	28－6098	610	○	○	○	○	○
39	三島西中学校	中之庄町乙38番地1	28－6100	480	○	○	○	○	○
40	三島南中学校	寒川町4335番地	28－6099	460	○	×	○	×	○
41	三島高等学校	三島中央5丁目11番30号	23－2136	500	○	△	○	○	○
42	松柏公民館	下柏町388番地	28－6062	50	○	○	○	○	○
43	三島公民館	三島中央3丁目4番21号	28－6063	100	○	○	○	○	○
44	中曽根公民館	中曽根町1553番地	28－6061	50	○	○	○	○	○
45	中之庄公民館	中之庄町108番地	28－6065	50	○	○	○	○	○
46	寒川公民館	寒川町1390番地	28－6066	50	○	×	○	○	○
47	豊岡公民館	豊岡町豊田78番地1	28－6067	50	○	×	○	○	○
48	伊予三島運動公園体育館	中之庄町1665番地1	28－6071	600	○	○	○	○	○
49	上小川集会所	金砂町上小川2263番地3	29－0004	20	○	○	○	○	○
50	中之川集会所	金砂町小川山351番地1	―	30	○	○	○	○	○
51	藤原集会所	富郷町津根山123番地	22－0439	20	○	○	○	○	○
52	寒川山集会所	富郷町寒川山226番地	22－0155	30	○	○	○	○	○
53	関川小学校	土居町上野1754番地	28－6369	270	○	○	○	○	○
54	土居小学校	土居町土居1580番地	28－6366	200	○	○	○	○	○
55	小富士小学校	土居町小林667番地	28－6367	140	○	○	○	×	○
56	長津小学校	土居町津根2061番地	28－6370	140	○	○	○	○	○
57	北小学校	土居町蕪崎1040番地	28－6368	380	○	○	○	○	○
58	土居中学校	土居町土居375番地	28－6371	500	○	○	○	×	○
59	土居高等学校	土居町中村892番地	74－2017	370	○	○	○	○	○
60	小富士公民館	土居町小林814番地	28－6359	100	○	○	○	×	○
61	長津公民館	土居町津根2682	28-6362	130	○	○	○	○	○
62	天満公民館	土居町天満2011番地1	28－6360	100	○	○	○	○	○
63	蕪崎公民館	土居町蕪崎2507番地1	28－6361	100	○	○	○	○	○
64	土居公民館	土居町土居891番地	28－6358	100	○	○	○	○	○

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
65	北野保育園	土居町北野1522番地	28－6376	70	○	○	○	○	○
66	土居保育園	土居町土居1570番地	28－6372	70	○	○	○	○	○
67	小林保育園	土居町小林834番地	28－6373	70	○	○	○	×	○
68	土居東こども園	土居町津根1650番地	28－6375	90	○	○	○	○	○
69	北保育園	土居町蕪崎712番地	28－6374	70	○	○	○	○	○
70	土居東幼稚園	土居町津根3703番地1	28－6364	30	×	○	○	○	×
71	土居西幼稚園	土居町入野86番地	28－6365	30	○	○	○	○	○
72	野田中央会館	土居町野田甲1244番地1	―	100	○	○	○	○	○
73	農村環境改善センター	土居町入野178番地1	28－6300	700	○	○	○	○	○
74	土居文化会館	土居町入野939番地	28－6355	1,000	○	○	○	○	○
75	新宮小中学校	新宮町新宮448番地	28－6424	130	○	×	○	○	○
76	新宮公民館	新宮町新宮482番地	28－6410	500	○	○	○	○	○
77	総野集会所	新宮町馬立4453番地	72－3031	40	○	○	○	○	○
78	少年自然の家	新宮町新瀬川乙76番地	28－6417	500	○	○	○	○	○
79	新成・堂成集会所	新宮町馬立4219番地1	－	30	○	○	○	○	○
80	久保ケ内集会所	新宮町新瀬川312番地	－	40	○	○	○	○	○
81	金山集会所	新宮町新宮620番地		40	○	×	○	○	○
82	古野集会所	新宮町馬立1190番地	72－2133	160	○	○	○	○	○
83	旧西庄小学校講堂	新宮町上山922番地	72－2138	80	○	×	○	○	○
84	中上集会所	新宮町上山3108番地	－	40	○	×	○	○	○
85	中西地区集会所	新宮町新宮50番地		40	○	×	○	○	○
86	長瀬生活改善センター	新宮町馬立甲153番地	－	20	○	○	○	○	○
87	ジョイフル八窪	新宮町上山6751番地	－	120	○	×	○	○	○

・指定緊急避難所（一時避難場所）

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水水害	土砂災害	高潮	地震	ため池	津波
1	金生第一小学校グラウンド	金生町下分1665番地	28-6282	5,400	×	○	○	○	○	○
2	金生第二小学校グラウンド	金生町山田井775番地	28-6283	3,600	○	○	○	○	×	○
3	妻鳥小学校グラウンド	妻鳥町1488番地	28-6281	6,200	○	○	○	○	○	○
4	上分小学校グラウンド	上分町800番地	28-6284	2,900	×	○	○	○	○	○
5	南小学校グラウンド	金田町金川145番地	28-6280	6,400	○	○	○	○	○	○
6	川之江小学校グラウンド	川之江町2370番地	28-6285	6,600	×	×	○	○	×	×
7	川之江北中学校グラウンド	川之江町2390番地	28-6287	7,500	×	○	○	○	×	×
8	川之江南中学校グラウンド	上分町395番地	28-6286	7,700	×	○	○	○	×	○
9	川之江高等学校グラウンド	川之江町2257番地	58-2061	8,000	×	○	○	○	○	○
10	川之江幼稚園グラウンド	川之江町1061番地	28-6279	1,000	○	○	○	○	○	○
11	金田グラウンド	金田町金川270番地1	28-6251	3,000	○	○	○	○	○	○
12	川之江運動場	川之江町594番地	—	7,900	×	○	○	○	○	×
13	埋立グラウンド	妻鳥町3053番地	—	5,000	×	○	○	○	○	△
14	向山公園グラウンド	金生町下分2571番地1	—	1,400	○	○	○	○	○	○
15	浜公園多目的広場	川之江町4109番地3	—	9,700	○	○	○	○	○	△
16	森と湖畔の公園	金田町半田甲232番地	28-6269	1,000	○	○	○	○	○	○
17	大江１号緑地	妻鳥町3068番地	—	3,500	×	○	○	○	○	×
18	新田公園	柴生町字山瀬乙169番地	—	3,100	○	○	○	○	○	○
19	三島高等学校グラウンド	三島中央5丁目11番30号	23-2136	8,000	○	×	○	○	○	○
20	松柏小学校グラウンド	下柏町407番地	28-6094	3,000	○	○	○	○	○	○
21	三島小学校グラウンド	三島中央3丁目2番23号	28-6095	4,000	○	○	○	○	○	○
22	中曽根小学校グラウンド	中曽根町1556番地	28-6093	2,800	○	○	○	○	○	○
23	中之庄小学校グラウンド	中之庄町140番地	28-6092	3,900	○	○	○	○	○	○
24	寒川小学校グラウンド	寒川町1814番地	28-6096	3,300	○	×	○	○	○	○
25	豊岡小学校グラウンド	豊岡町豊田45番地	28-6097	2,800	○	×	○	○	○	○
26	松柏グラウンド	下柏町356番地1	28-6062	2,400	○	○	○	○	○	○
27	三島東中学校グラウンド	中曽根町199番地	28-6098	6,600	○	○	○	○	○	○
28	伊予三島運動公園	中之庄町1663番地1	28-6071	35,000	○	○	○	○	○	○
29	関川小学校グラウンド	土居町上野1726番地1	28-6369	2,500	○	○	○	○	○	○
30	土居小学校グラウンド	土居町土居1580番地	28-6366	2,900	○	○	○	○	○	○
31	小富士小学校グラウンド	土居町小林667番地	28-6367	3,200	○	○	○	○	×	○
32	長津小学校グラウンド	土居町津根2061番地	28-6370	3,000	○	○	○	○	○	○
33	北小学校グラウンド	土居町蕪崎1040番地	28-6368	3,500	○	○	○	○	○	○
34	土居中学校グラウンド	土居町土居375番地	28-6271	7,500	○	○	○	○	×	○
35	土居高等学校グラウンド	土居町中村892番地	74-2017	8,000	○	○	○	○	○	○
36	やまじ風公園	土居町畑野1637番地	74-8882	12,400	○	○	○	○	○	○

・福祉避難所

番号	名称	所在地	連絡先	管理担当窓口	収容人員		保有設備		構造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセス可否
					避難所（人）	避難場所（人）	給食設備	障がい者用トイレ				
1	川之江文化センター	金生町下分791番地2	28-6236	地域振興課	250	―	有	有	RC	F5	有	可
2	子ども若者発達支援センター（パレット）	下柏町749番地2	28-6029	発達支援課	50	―	有	有	RC	F3	有	可
3	保健センター	三島宮川4丁目6番53号	28-6054	保健推進課	85	―	有	有	RC	F3	無	可
4	土居老人憩いの家	土居町入野174番地2	28-6352	高齢介護課	20	―	無	無	RC	F1	無	可
5	土居福祉センター	土居町入野174番地3	28-6351	生活福祉課	55	―	有	無	RC	F2	無	可
6	土居こども館	土居町入野178番地1	28-6395	こども課	35	―	有	無	RC	F2	無	可

・津波に対する避難場所

番号	名　　称	所　在　地	収容人員（人）
①	金生第一小学校グラウンド	金生町下分1665番地	5,400
②	妻鳥小学校グラウンド	妻鳥町1488番地	6,200
③	川之江高等学校グラウンド	川之江町2257番地	8,000
④	上分小学校グラウンド	上分町800番地	2,900
⑤	川之江南中学校グラウンド	上分町395番地	7,700
⑥	三島高等学校グラウンド	三島中央５丁目11番30号	8,000
⑦	松柏小学校グラウンド	下柏町407番地	3,000
⑧	三島小学校グラウンド	三島中央３丁目２番23号	4,000
⑨	中之庄小学校グラウンド	中之庄町140番地	3,900
⑩	寒川小学校グラウンド	寒川町1814番地	3,300
⑪	豊岡小学校グラウンド	豊岡町豊田45番地	2,800
⑫	三島東中学校グラウンド	中曽根町199番地	6,600
⑬	土居小学校グラウンド	土居町土居1580番地	2,900
⑭	小富士小学校グラウンド	土居町小林667番地	3,200
⑮	長津小学校グラウンド	土居町津根2061番地	3,000
⑯	土居中学校グラウンド	土居町土居375番地	7,500
⑰	土居高等学校グラウンド	土居町中村892番地	8,000
計			86,400